

貸切バス事業者講習会・自己診断表設問の正答及び解説（設問1～3）

	<p>運行中の疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続できないおそれがあるときは、運転者はその旨を運行管理者等に申し出ること。</p>
1	<p>正答：○（正答率：98.4%）                  解説：いかに日頃から健康状態の維持・向上に努めていても、乗務中に体調不良が生じることもあります。その様なときに、運転者は、「まだ大丈夫だ」などと安易に考えず速やかに運行管理者に報告をし、適切な指示を受けること、また運行管理者も運転者が申告しやすい環境を整備するなど、健康起因事故の防止に向けた体制を構築することが重要です。</p>
2	<p>講演で紹介した交差点における歩行者との事故と同種事故の再発を防止する対策として、右折時には右側のみに注視せず、車両左手側から進行する歩行者等に気を配るとともに、植え込みなどにより見通しが悪い交差点では、一時停止または徐行し、注意して走行するなどが考えられる。</p> <p>正答：○（正答率：99.4%）                  解説：右左折時は右か左、どちらか一方に注目してしまい反対側の安全確認が疎かになりがちなので、どこが死角になるか十分に確認し、周囲全体に気を配り運行することが必要です。また、歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを運転者に認識させることが重要です。</p>
3	<p>運送引受時の行程における運賃・料金の金額は、運送引受書に記載された上限額及び下限額の範囲内であったが、運行当日、利用者の要望により新たな観光地へ立ち寄るために行程を変更した。走行距離及び運行時間が延長したことで下限額の範囲外となったが、当日の急な行程の変更はやむを得ないことから、標準運送約款第19条に基づく精算を行うことはできない。</p> <p>正答：×（正答率：97.5%）                  解説：運行する行程に変更があった場合には、標準運送約款第19条に基づき精算を行うことが必要です。なお、精算を行わず、届出によらない運賃・料金を収受した場合には、道路運送法第9条の2第1項の違反として行政処分の対象となります。</p>

貸切バス事業者講習会・自己診断表設問の正答及び解説（設問4～5）

4	<p>夜間ワンマン運行とは最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻が午前2時から午前4時までの間にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。</p> <p>正答：○（正答率：88.6%）</p> <p>解説：交替運転者の配置基準については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日、国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）第21条第6項に規定されています。これは、平成24年に発生した関越道における高速ツアーバス事故を受け、平成25年4月に国土交通省が有識者検討会の報告を対策パッケージとした「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に盛り込まれ、同年8月から全面適用されました。</p>
5	<p>長期間運転業務から離れていた貸切バス運転者（準初任運転者に該当する）に対して行う特別な指導において、安全運転の実技は、合計15時間以上の添乗指導を行う必要がある。</p> <p>正答：×（正答率：93.7%）</p> <p>解説：準初任運転者に対する特別な指導については、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年12月3日、国土交通省告示第1676号）第2章第2項第3号に規定されており、貸切バスにあっては20時間以上の添乗指導が必要です。これは、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、同年6月に有識者検討会の報告「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、同年12月に貸切バス事業者の遵守事項を強化するため、同告示が施行されました。</p>

貸切バス事業者講習会・自己診断表設問の正答及び解説（設問6～7）

6	<p>運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている。</p> <p>正答：○（×）（正答率：100%） → 大変申し訳ございません、設問が不十分であり、自動車が停止しているかどうかの特定がされていませんでした。したがって、正答は必ずしも「○」のみではなく「×」の場面もありうることを共有します。</p> <p>解説：道路交通法第71条第5の5号（運転者の遵守事項）において、一部除外規定があります。しかしながら、信号待ちなどで発車時の安全確認を行う観点から、自動車が停止時であっても、携帯電話装置等を操作しないことが望ましいことから、運転者への指導においてはご注意下さい。</p>
7	<p>関東運輸局における、貸切バス事業者に対する行政処分における違反事項別件数によると、令和3年度の輸送の安全確保に係る違反としては、運転者の指導監督の事項が最も多くなっている。旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、適切な指導監督をしなければならない。</p> <p>正答：○（正答率：96.5%）</p> <p>解説：「貸切バス事業者に対する行政処分における違反事項別件数（輸送の安全確保関係）」における、令和3年度（速報値）の違反事項別件数は、指導監督にかかる違反件数が33件となっており、最も件数の多い違反事項となっています。これらの違反を起こさないためにも、旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条の規定に基づき、事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、適切な指導監督を行わなければなりません。</p>